

は～い！
保健師です

インフルエンザ予防接種は、法律上受ける義務はありません。
接種を希望される方は、効果や副反応をご理解の上、阿蘇市内の医療機関に電話予約を行い、期間内に接種してください。

問合せ先：阿蘇市保健課保健予防係 Tel：22-5088



◆効 果◆

インフルエンザワクチンの効果は、年齢・本人の体調・そのシーズンの流行株とワクチンの合致状況で変わります。

特に、抵抗力の弱い高齢者の方は重症化や死亡の危険を下げる効果があります。

【発病予防の効果】

1～6歳…20～30%

15歳未満…1回接種時 68%、2回接種時 85%

16歳～67歳…1回接種時 55%、2回接種時 82%

65歳以上…発病予防率 45%、死亡阻止率 80%

◆副 反 応◆

昨年の統計では、接種部位が腫れたり、全身のだるさや発熱、嘔吐など、約10%の方が何らかの副反応を訴えています。

また、まれにショック反応や急性散在性脳脊髄炎(ADEM)・ギランバレー症候群、けいれんを起こすこともあります。

接種期間：10月1日～12月末

※予防接種を受けてからインフルエンザに対する抵抗力がつくまで、2週間程かかり、その効果が十分に持続するのは約5ヶ月とされています。

流行前に抵抗力をつけるため、12月中旬までに接種しておくことが必要です。

2回接種を受ける方は、1～4週間後に2回目の接種を受けて下さい。

費用助成対象者：阿蘇市に住民票がある3歳以上の希望者

※阿蘇市外の医療機関で接種された場合は、全額個人負担となります。

費用助成回数：定期対象者(65歳以上および60～65歳の一部の方)…1回

任意対象者(3～65歳の者で定期以外の方)…1～2回(希望に応じて)

費用助成額：定期対象者には3,000円、任意対象者には1回につき2,000円を市が助成します。

※予防接種が済んだら、予防接種済証を受取り、個人負担額(定期対象者1,500円、任意対象者2,500円)を医療機関窓口でお支払下さい。

☆主治医の許可が必要な人☆

- 心臓疾患・肝臓疾患・肝臓疾患・血液疾患及び、発育障害など基礎疾患がある人
- 前回の予防接種で、2日以内に全身性の発疹はどうアレルギーを疑う症状をしめた人
- 過去にけいれんを起こした人
- 過去に免疫不全の診断を受けている人

☆予防接種時の注意☆

必ず、事前に電話予約を行ってください。
予防接種は、健康なときに受けなければ、ワクチンの効果が不十分だったり、副反応がひどくでることがあるので、必ず健康なときに接種してください。

また、医療機関備え付けの「インフルエンザワクチンの接種について(接種前の注意事項)」を必ず読み、安全に予防接種を受けましょう。

インフルエンザワクチン、鶏卵、鶏肉その他鶏由来のものに対し、アレルギーをしめす恐れがある人は、接種できません。

10月1日から予約の受付開始、
9月から接種が始まります。

インフルエンザ予防接種のお知らせ

黒川上水道

フッ素基準値オーバー水供給に関する調査報告

黒川上水道で、フッ素基準値オーバー水を供給していたことについては、「広報あそ7月号」でお詫びと経過を報告しましたが、住民説明会でのご質問について、過去の記録・資料等を十分調査し、責任をもつて皆様にご報告することになつておりましたので、ここに調査結果をご報告いたします。

阿蘇市水道事業管理者

阿蘇市長 佐藤義興

Q 基準値オーバーとわかつてい
る水を、なぜ流したのか。

A 突発的な管の破損や渴水期等
の非常事態に、断水を回避する
ために不足分が給水されていま
した。

Q 誰の指示で、いつから、どれ
くらいの量を流したのか。

A 平成元年6月に蔵原の施設が
完成してから、断水の恐れがあ
る時、管理者の許可を得て断続
的に給水していました。
河川等に排水された分を含めた
量は確認できているが、そのう
ち給水された量は確認できてい
ません。

Q 健康被害はないのか。

A フッ素の害で心配されるのが
「斑状歯」という歯の病気です。
歯が作られる期間(およそ8歳

まで)に、定量の2~3倍以上の
フッ素を継続して摂取した場合
に心配され、小中学校の歯科検
診結果で斑状歯かどうか明らか
になると想われます。阿蘇中学
校では、平成16・17年度、碧水
小学校では、平成14・15・17年度の
検診結果で、「斑状歯の発症はな
い」との結果報告を受けま
す。注意して経過をみてまいり
ます。

は、突発的な管の破損や渴水期
等の非常事態時に、断水を回避
するため、不足分が給水され
いたことについて、私自ら、歴
代水道所長、前管理者に会い、歴
市議会でも原因究明がされてい
ます。

Q 信頼回復のため、水質検査等
の情報公開をして下さい。

A 水道事業所が管理する施設の
原水・浄水の水質検査結果を定
期的にホームページに掲載し、
早い時期に情報公開します。

Q 新しい水源を一日でも早く求
め、安心・安全な水を供給して
ほしい。

A まず、9月に老朽化した送水
管の改修工事を発注し、安定し
た給水体制を整えます。次に、

以上が、調査結果のご報告
です。

今後の対応については、市
議会の調査委員会でも究明さ
れているところで、具体的状
況、事実確認に応じてしかる
べき判断を行つてまいります。

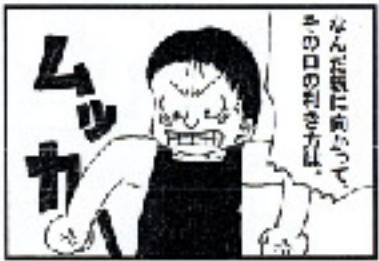
市民の皆様をはじめ関係各機
関の方々にも、多大なるご不
安を与え、ご迷惑をおかけし
大変申し訳ございません。

今後は、安心・安全な水の
供給を行うとともに、皆様の
信頼回復に努めてまいります
ので、ご理解とご協力を併せ
てお願いいたします。

安定的に水道水を供給するため
の恒久対策として、新水源の開
発および、蔵原水源水のフッ素
除去について、現地調査や設備
の整備を検討しています。

子育ては誰がする？…家庭で

ある日のこと、ちょっとしたことから、
もも子がお父さんに口答えをしていました。



考え方

なんだかおかしくありませんか！
子どもを育てることは大変なこと。
誰か一人の責任なんてこと、ある
でしょうか。

○家庭の中では、多少なりとも男女共同参画社会への市長への提言とめていくことにしてます。

○委員会、審議会への女性枠の確保を今後課題にし、阿蘇市長への提言書のなかにうたつていく。

○家庭の中では、多少なりとも男女共同参画が出来てきているが、社会に出るところまだ男社会である。

今後、男女共同参画について啓発活動を強め、市民の意識向上に努める

阿蘇市人權・ 同和教育推進協議会が設立

あらゆる差別の解消と人権意識の高揚を目指し、**「阿蘇市人権・同和教育推進協議会」**が、8月5日結成され、農村環境改善センターで設立総会が開催されました。

総会には、関係者130人が出席。新組織での活動体制・方針を決議し、早速「人権教育・啓発基本計画」を策定し推進をします。参加78団体、約500人が、「差別のない明るいまち」になるよう市民に協力を求め、地域・職場・学校・家庭で一人ひとりが差別と真剣に向き合えるよう人権教育・啓発に努めます。



問合せ先：阿蘇市役所人権啓発課
Tel：22-3206

阿蘇市人權・同和教育推進協議会組織図

会長	市長	事務局長	人権啓発課長
副会長	市議会議長	事務局次長	学務課長
	教育長		生涯学習課長
監事	収入役	事務局員	人権啓発課・ 学務課・生涯学習課・ 隣保館・ 人権教育指導教諭
	総務課長		

(参加78団体)

社会人権・ 同和教育部会	就学前人権・ 同和教育部会	学校人権・ 同和教育部会	進路保障部会
行政関係団体 企業 運動団体	保育園 幼稚園	小学校 中学校 高等学校	中学校 高等学校

阿蘇市男女共同参画懇話会では7月29日、市役所で本年度の第2回懇話会を開き、本市における男女共同参画の状況などを話し合い、次のような意見が出ました。

○子育てをしている母親が「子育ては仕事ではない」と思われ、夫は休日になると自分の時間とばかり一人で遊びに行く。

○農業委員選挙で、女性委員の選出が出来なくて残念である。これは男女共同参画社会づくりの大きな課題として浮き彫りになつた。

地域での男女共同参画社会を話し合う

～第2回懇話会を開く～

9月10日は「下水道の日」です

■下水道の日とは…

世界の先進地の中でも下水道の普及が遅れている日本。昭和36年に「全国下水道促進デー」を設け普及活動が始まりました。平成13年に親しみのある名称「下水道の日」に変更されています。

下水道いつか私にもどる水

(17年度推進標語)

自然の力にも限界があります。大量の汚れは浄化しきれません。下水道事業は水環境を守り快適な生活環境をつくるための大重要な事業です。

下水道の役割

土地の利用価値が 増えます

下水道は、地域の発展に必要なインフラ整備。今や住宅や工場の立地条件に必ず求められています。

10月から黒川地区の 整備が始まります

平成20年度までに、78ha（北黒川、元黒川地区の一部、坊中地区の一部、黒川千丁地区の一部、内牧地区の一部、三久保地区の一部、狩尾地区の一部、浜川地区、成川地区）を整備します。その後の整備については、坊中地区を中心いて東西へ拡張していく計画です。

川や海が ながります

自然の力だけでは家庭や工場からの汚水は浄化しきれません。下水道は自然を守っています。

街がきれいに ながります

生活排水が側溝や川に流れ込まないので悪臭や、蚊、ハエの発生が少なくなります。



汚泥は堆肥に 生まれかわります

浄化センターで、きれいな水と分けて出た汚泥は堆肥にして緑地還元しています。



水洗トイレになります



▲黒川第一汚水幹線工事が始まる国道212号。下水道管の路線は浜川地区、成川地区を通り国道212号（歩道部分）から黒川地区へとつながります。

下水道への接続は 私たちができる 未来への環境保全 ご協力を願います

市では、速やかに接続工事をしていただくなめ、改修工事にかかる融資斡旋と利子補給制度を設けています。

※工事をするときは、必ず市指定の排水設備業者にご依頼ください。なお手続きの仕方、また、わかれりにくい点などありましたらお問い合わせください。



阿蘇市浄化センター
お問い合わせ：阿蘇市三久保61-1
下水道課 Tel: 32-3200

市営住宅入居希望者の方へ

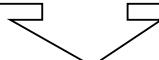
市営住宅は、住宅に困っている低所得者の方々のために、低額な家賃で賃貸できるよう、市が整備した住宅です。



=入居者選考の手順=

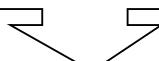
市営住宅入居申込

- ・随時受付けています。
 - ・この申込をしていないと抽選会に参加することができません。



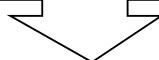
抽選会開催通知

- ・ 抽選会開催が決定すると、入居申込をされている方へ抽選会内容を通知します。



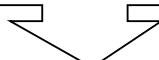
抽選会申込

- ・抽選に参加したい物件がある場合「抽選申込」をしていただきます。
 - ・希望物件がない場合は手続きは不要です。



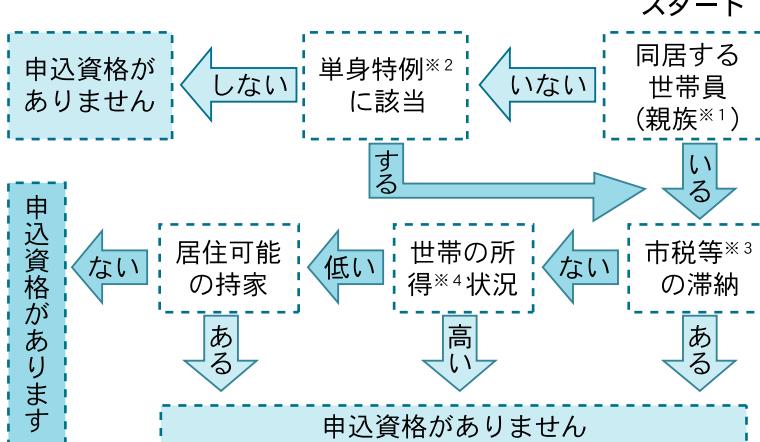
選考結果通知

- ・市営住宅入居者選考委員会で抽選申込を行った方の資格選考会を開催します。



抽選会

- ・選考委員会で抽選会の参加資格が認められた方で、クジによる公開抽選を行います。



※ 1 親族：血族 6 親等內 媳族 3 親等內

※2 単身特例：・50歳以上の方　・身体障害手帳(1～4級)所有者
　　・生活保護被保護者　・ハンセン病療養所入所者等

※3市税等：・市民税・国民健康保険税・介護保険料・保育料
・市當住家家賃等

※4 所得：

- ・市営住宅家賃 等
- ・世帯の所得月額が20万円以下の者
(裁量階層について26万8千円以下)
- ・所得については、年齢・扶養親族数・公的扶助資格等
により各種控除あり

※契約の際には、次の条件を満たした連帯保証人（2人）が必要です

- ・阿蘇市在住
- ・市税等に滞納がない
- ・現在市営住宅に入居していない
- ・入居者と同等以上の所得がある

市営住宅に入居する際には様々な決まりごとがあります。

- ◆ペット飼育禁止
 - ◆住宅によって設備(浴槽・換気扇・網戸の有無等)が異なります
 - ◆駐車スペースが十分にありません
 - ◆消耗品や軽微な修繕等は、入居者各自で対応

詳細は、市役所及び各支所の公営住宅係へお気軽に尋ねください

問合せ先：阿蘇市役所建設課 公営住宅係 Tel: 22-3187

小学生の医療費助成制度（児童医療費助成制度） の手続きはお済みですか？

広報8月号でお知らせしました「児童医療費助成制度」が、始まりました。

この制度を受けるためには、まず受給資格を得るための申請が必要です。

8月下旬に、対象となる保護者の皆様へ送付しました申請書、印鑑、健康保険証(対象児童が記載されているもの)、口座番号がわかるものを持参し、市役所福祉課または各支所窓口で早めに手続きをしてください。

問合せ先：阿蘇市役所福祉課 子育て支援係
Tel: 22-3145

=児童医療費助成制度の内容=

対象者	阿蘇市に住所を有する小学生
助成額	医療費の一部負担金の毎月分から 入院…2,000円、通院…1,000円を控除した額
医療費請求 の申請締切日	毎月15日（最初は10月15日が締切日） 必ず、1カ月分をまとめて申請してください。
支払日	翌月10日
請求の 有効期限	1年間 ※今年9月診療分は、来年9月15日が請求期限となります。

秋の全国交通安全運動

=9月21日(水)～9月30日(金)=

統一スローガン

『高齢者 あなたのマナーで防ぐ事故』

運動の重点等

運動の基本：「高齢者の交通事故防止」
重 点：・夕暮れ時の歩行中と自転車乗車中の交通事故防止
・シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

主な行事

9月21日(水) 交通安全慰靈祭、推進大会
9月26日(月) 交通安全一斉アピール作戦
他にも、各団体で交通安全キャンペーン等が予定されています



▲あびか～道尻の農免道路での事故。
農作物等にも被害が…

【交通危険箇所】

阿蘇警察署管内での交通事故は減少傾向にありますが、国道57号及び田圃の中の交差点事故や昼間の追突事故などが多発しています。

安全な速度と前方、左右の確認に努めましょう。

阿蘇市内の交通危険箇所

場 所	事故の態様・原因
一の宮町坂梨 滝室坂上下線 (国道57号)	速度の出し過ぎで、センターラインをオーバーした自損事故や対向車両との正面衝突事故
一の宮町宮地 市役所北側～手野(市道)	田んぼの中の見通しのよい交差点で前方左右の安全不確認による出合頭事故
一の宮町宮地 宮地駅前～警察署 (国道57号)	前方不注視の追突事故
赤水 南阿蘇村境界～ロッキー付近 (国道57号)	前方不注視の追突事故
黒川 ニコニコドー～竹原交差点 (国道57号)	路外施設からの安全不確認車両と国道車両の出合頭事故
農免道路、山田小北側道路 あびか付近の道路、 西町～役犬原(市道)	安全不確認による見通しの良い交差点での出合頭事故
内牧 信号交差点(市道)	信号無視による交通閉散時における出合頭事故(昼夜を問わず)
波野 県境～滝室坂(国道57号)	前方不注視の追突事故居眠り等での正面衝突事故
箱石峠～大戸ノ口交差点 (国道265号)	速度出し過ぎによる自損事故や正面衝突事故

タクシー運賃割引のご案内

熊本県タクシー協会では、障害者手帳をお持ちの方を対象に、タクシー運賃の割引を実施しています。

割引対象者：身体障害者手帳、
知的障害者福祉手帳(療育手帳)
をお持ちの方

割引額：メーター表示額の1割引
※10円未満切捨て

割引方法：乗車時に障害者手帳を提示する
※手帳の提示がないと割引が適用されません。

問合せ先：社団法人 熊本県タクシー協会
Tel: 096 - 368 - 4101



税務署からのお知らせ ～お気軽に税務相談を～

税務相談室は、「もっと詳しく知りたい」「私のケースはどうなるの」など、税金に関するいろいろなご質問にお答えする窓口です。税金についてお分かりにならないときは、お気軽に税務相談室をご利用ください。

相談は面談のほか、電話での相談もでき、いずれも匿名で結構です。

また、インターネットホームページや電話の税金相談(タックスアンサー)もご利用下さい。

なお、税金電話相談(タックスアンサー)は、コード表が必要です。コード表は、税務署や市役所窓口に置いてあります。

◎税務相談室の上手な利用方法

- ・相談内容を整理してありのままに
- ・事後の説明より事前の説明を
- ・簡単な相談は電話で、複雑な相談は面談で。

熊本国税局税務相談室

Tel: 096-345-8642 / 096-355-0014

熊本東分室

Tel: 096-368-4827 / 096-369-4582

タックスアンサーの電話番号

096-326-2222

国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp>

タックスアンサーホームページ

<http://www.taxanswer.nta.go.jp>

阿蘇市母子寡婦 福祉連合会会員募集

この会は、母子家庭の母と子及び寡婦が、互いに助け合い、励まし・いたわり合う中で、諸問題の解決に努めることを目的として設立しています。

4月の「新入学お祝い会」を皮切りに11月には「親と子のふれあい」として、ぶどう狩りなどの楽しいイベントも行っています。この会を通じて一緒に日頃の子育てなどの悩み相談や自立のための情報交換をしましょう。

年会費：1,500円

※18歳未満のお子様がいらっしゃれば1,000円です

問合せ先：阿蘇市母子寡婦福祉連合会
会長：波多野 (Tel: 22-3301)

阿蘇市一の宮温泉センター

高齢者（70歳以上）

温泉ご招待券



阿蘇市一の宮温泉センターでは、健康増進等を目的に70歳以上の方へ温泉の招待券を発行します。

招待券を希望される方は、阿蘇市一の宮温泉センターに準備してありますのでお気軽にお申し出下さい。

対象者：阿蘇市在住で平成18年3月31日までに70歳以上になられる方です。

なお、本人以外の代理受領はできません。

問合せ先：阿蘇市役所福祉課 高齢者福祉係

Tel: 22-3145

恩給欠格者、引揚者の皆様へ

独立行政法人平和記念事業特別基金では、次の方々に内閣総理大臣名の書状等を贈呈しています。

○旧軍人等で恩給等を受けていない恩給欠格者の方

○終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げてこられた方

※請求書類は、市役所福祉課の窓口にあります。

資格などのお問い合わせは、独立行政法人平和記念事業特別基金までご連絡ください。

Tel: (フリーダイヤル)0120 - 234 - 933

ホームページアドレス：

<http://www.heiwa.go.jp>